

入札公告

一般競争入札を次のとおり行うので、那賀町財務規則（平成17年那賀町規則第33号）第98条の規定により公告します。

令和8年2月12日

那賀町長 橋本浩志

1. 入札に付する事項

入札番号 171

- (1) 工事名 令和7年度 県単急傾斜地崩壊対策事業 井ノ元地区
- (2) 路線名等 井ノ元地区
- (3) 工事箇所 那賀郡那賀町拝宮
- (4) 工事期間 契約日の翌日から令和8年3月31日まで
- (5) 工事概要 施工延長 L=14.2m 土工一式 擁壁工 1号もたれ式擁壁 V=77.6m³
2号もたれ式擁壁 V=105.7m³ 仮設工 モルタル吹付工 A=130.3m²
防護柵工 L=12.0m

(6) 設計価格（税抜き） 27,566,000円

(7) 入札形態 那賀町入札後審査型条件付一般競争入札（総合評価）で競争入札参加資格申請を徳島県電子入札システムにより提出し電子入札で実施する。

(8) 失格基準価格（総合評価（税抜き））

失格基準価格（総合評価）＝（平均入札額＋予定価格×2）÷3×0.875

平均入札額は、公表設計額以内及び予定価格の2/3以上で無効でない入札書で算出する。また、平均入札額の算定において、予定価格の85%未満の入札書は予定価格の85%と見なし、予定価格以上公表設計額以内の入札書は、予定価格と見なす。尚、失格基準価格（税抜き）の設定単位は、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。また、予定価格の85%の額として算出する場合も同様とする。

注）競争入札参加資格確認申請書の提出後、申請書の技術職員配置計画書に記載した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合は、開札までに辞退書の提出があれば辞退扱いとする。開札後落札決定までであれば失格とする。

(9) 入札書提出期間 令和8年2月20日 午前8時30分 から
令和8年2月26日 午後0時00分 まで

(10) 開札日 令和8年2月26日（午後1時00分）

(11) 開札場所 那賀町役場 会計課 検査室

(12) 一般競争入札（総合評価）で提出書類（添付様式）を提出ください。

2. 入札参加資格

次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条による技術者を配置可能な者
- (3) 公告の日から入札執行の日までの間に、那賀町建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置を受け、また、指名を回避されている期間のない者及び徳島県建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置を受けていない者
- (4) 公告の日から入札執行の日までの間に、那賀町暴力団等排除措置要綱による排除措置期間のない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、更正手続開始の申立て、または再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、本町に競争入札参加資格の再申請をおこなっている者は、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 令和7年5月1日付けの「那賀町内に主たる営業所を有する土木一式工事の者で那賀町が格付けした特A等級、A等級、B等級以上の那賀町一般競争入札及び指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者」

*参加資格要件を満たしてないと認められた者は、当該通知の日の翌日から起算して5日以内（土、日及び祝日を除く。）に町長に対してその理由について説明を書面により求めることができる。

3. 参加資格の確認

次に掲げる書類の審査により一般競争入札参加資格の有無を決定するため、申請書提出をおこなう際、次に掲げる書類を同時に提出しなければならない。

(1) 一般競争入札（総合評価）

- ・申請書 様式第4号
- ・同種工事の施工実績 様式第5号
- ・配置予定技術者の資格・施工経験 様式第6号

*同種工事は入札説明に記載

(2) 申請書提出期間

令和8年2月13日から令和8年2月19日午後5時00分まで

(3) 申請書提出方法

徳島県電子入札システムに申請書類のファイルを登録する方法により提出

4. 質疑書の提出・回答方法

質疑書の提出は、FAXにより行うものとする。ただし、質疑のない場合、提出は不要である。

- (1) 受付期間 令和8年2月13日から令和8年2月18日午後5時00分まで
- (2) 回答期間 令和8年2月13日から令和8年2月25日までの役場執務時間内
- (3) 受付方法 検査室にFAXすること。

FAX : 0884-62-1177

(4) 回答方法 那賀町ホームページまたは会計課検査室で公開する。

5. 入札・落札に関すること

(1) 特別の理由がある場合は、工事の発注を取り止め又は、延期をすることがある。

(2) 入札保証金 免除

(3) 入札の無効

1. 公告に示した競争参加資格のない者の入札

2. 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

3. 競争入札心得第6の各号に該当する入札

尚、配置予定技術者の専任に係る要件については、入札参加資格の有無の審査対象から除くものとする。又、郵送による入札は、認めない。

(4) 開札日の翌日から落札決定までの間に、那賀町建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置又は、指名回避措置を受けた者は、失格とする。

(5) 開札日の翌日から落札決定までの間に、那賀町暴力団等排除措置要綱による排除措置を受けた者は、失格とする。

(6) 落札決定にあたっては、入札金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

(7) 内訳書は、入札金額の入力時に添付ファイルとして同時に提出すること。

*内訳書の不提出及び重大な不備がある場合は、当該内訳書を提出した者を失格とするので注意すること。又、提出後の差し替え再提出は認めないものとする。

6. 落札決定日（予定） 令和8年2月27日

*落札決定において審査（聞取り）が必要な場合は、落札候補者に落札決定日の2日前に電話で審査日時等を連絡するものとする。尚、落札決定に異議等のある場合は、落札決定日の前日午後3時までに会計課検査室まで申立てください。又、落札決定は、落札決定日以後速やかに徳島県電子入札システムにより落札決定通知を送付するものとする。

7. 契約に関すること

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上（金銭的保証とする）

(3) 前払金 契約金額の40%以内に相当する額を超えない範囲で請求することができる。

(4) 中間前払金 契約金額の20%以内に相当する額を超えない範囲で請求することができる。

(5) 落札決定後、契約締結までの間において、那賀町建設業者指名停止等措置要

綱による指名停止措置又は、指名回避措置を受けた場合には、この請負契約を締結しないこととする。

(6) 落札決定後、契約締結までの間において、那賀町暴力団等排除措置要綱による排除措置を受けた場合には、この請負契約を締結しないこととする。

* 契約保証金の免除できる場合がある設計金額は、競争入札心得第9条第1項にある設計金額とし、前払金（中間前払金含む）ができる請負金額及び前払金（中間前払金含む）限度額は、那賀町公共工事標準請負契約約款第35条第1項の金額とする。

(7) 本案件は、議会承認案件ではない。

8. その他

(1) 提出書類等に虚偽の記載がある場合は、契約を解除することがある。

(2) 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。

* 入札様式等は、那賀町競争入札心得を確認の上入札に参加してください。

入 札 説 明 書

那賀町の令和 7 年度 県単急傾斜地崩壊対策事業 井ノ元地区に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 総合評価落札方式の適用

- (1) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。
- (2) 本工事は、徳島県電子入札システムにより電子入札方式で行う。

2. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び企業の技術力等を記載した技術資料をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、(2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(2) 総合評価の方法

1) 評価値の算出方法

評価値は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者について、次の算式により算出する。

$$\text{① 評価値} = (\text{基礎点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格 (単位: 億円)}$$

$$= (100 \text{点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格}$$

なお、評価値は、小数第 3 位（4 位四捨五入）止めとする。

入札価格は、小数第 5 位（6 位切り上げ）止めとする。

② 基礎点：入札価格の範囲内において仕様書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合は 100 点の基礎点を与える。

③ 加算点：加算点については最大 11 点とし、(3) 評価項目、評価基準に基づき算定した評価点の合計を以下の算式により算出した値とする。

$$\text{加算点} = A \div 10$$

$$A = \text{貴社における評価点の合計}$$

なお、加算点は少数第 1 位（2 位四捨五入）止めとする。

2) 評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

(3) 評価項目、評価基準

評価項目及び評価基準は、以下のとおりとする。

1) 企業実績の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
平成27年度から令和6年度までの同種工事の施工実績 (過去10年間)	A 同種工事施工実績が5件以上ある者	40.0	/40.0
	B 同種工事施工実績が4件ある者	35.0	
	C 同種工事施工実績が3件ある者	30.0	
	D 同種工事施工実績が2件ある者	20.0	
	E 同種工事施工実績が1件ある者	10.0	
	F 同種工事施工実績なし	0.0	

※1 同種工事とは、次の要件を全て満たす工事をいう。

1. 国、地方公共団体の発注工事であること。
2. 1,000万円以上の元請け工事であること。
3. 同種工事は土木一式とする。
4. 平成27年度から令和6年度までに完成し、引渡が完了している工事であること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。
5. 不良工事として処分の対象工事とした案件は、同種工事としない。(始末書含む)

※2 「施工実績」は、別記様式-2に記載された内容により評価する。

2) 配置予定技術者の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
配置予定技術者の資格	A 一級土木施工管理技士(取得後10年以上)	20.0	/20.0
	B 一級土木施工管理技士(取得後5年以上) 又は二級土木施工管理技士(取得後10年以上)	10.0	
	C 上記以外の者	0.0	
平成27年度から令和6年度まで(過去10年間)の同種工事に主任(監理)技術者又は現場代理人としての施工経験	A 同種工事施工経験が3件以上ある者	30.0	/30.0
	B 同種工事施工経験が1件~2件ある者	15.0	
	C 同種工事施工経験なし	0.0	

※1 同種工事とは、上記1) 企業評価の※1と同じ工事内容である。

※2 配置予定技術者が複数申請されている場合、最も評価の低い者で評価する。

※3 経常建設共同企業体の構成員としての経験は、主たる主任(監理)技術者として完成した工事の経験のみを評価する。なお、確認できる資料を添付すること。

3) 地域精通度等の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
1) 配置予定技術者の住所	A 配置予定技術者が町内に住所を有している者	10.0	/20.0
	B 上記以外の者	0.0	
2) 業者の所在地	A 当該工事箇所に旧町村単位の住所を有する業者（事業所を置き3年以上経過）	10.0	
	B 上記以外の者	0.0	

※ 1 配置予定技術者の住所を記載してください。

2 事業所の所在地及び経過年数が確認できる資料を添付してください。

(指名願い時から変更のない場合は不要)

(4) 説明会

申請書及び資料の説明会は、開催しない。

3. 入札手続きにおける担当部局

〒771-5295 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1

那賀町役場 会計課検査室 (電話 0884-62-1120)

4. 競争参加資格の確認等

(1) 申請書の提出

申請書は別記様式-1により作成し、令和8年2月19日午後5時00分までに徳島県電子入札システムにファイルを登録し提出するものとする。

(2) 書類の作成

書類は以下のとおり作成すること。

① 企業の施工実績等

企業の「同種工事の施工実績」については、契約書の写し等証明ができる書類を提出すること。

② 配置予定技術者の施工経験等

配置予定技術者（主任（監理）技術者）の〔資格〕、〔同種工事の施工経験〕等については、契約書の写し等で証明できる書類を提出すること。

③ 地域精通度等

1) 事業所の所在地及び経過年数が確認できる書類を提出すること。（謄本等）

(3) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。